

## 別紙1 イベント開催等における必要な感染防止対策

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマスク（不織布を推奨）の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照。</p> <p>なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。</li> <li>・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。</li> <li>・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。</li> </ul> <p>○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>	<p>○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の計画の検討・実施</p> <p>○施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施</p> <p>○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ</p>

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
③換気の徹底	<p>□機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*必要な換気量（一人当たり換気量 30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）。</li> <li>*機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で 2 方向の窓開け。</li> <li>*機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は 40-70%。</li> <li>*屋外開催は除く。</li> </ul>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様をふまえた適切な換気。</li> <li>・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。</li> <li>・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。</li> </ul>
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</li> </ul> <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*「大声あり」の場合、座席間は 1 席（立席の場合できるだけ 2 m、最低 1 m）空けること。</li> </ul>	<p>○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データをふまえた増便等）による誘導計画</p> <p>○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画</p> <p>○二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導</p> <p>○収容率をふまえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫</p>

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等をふまえた十分な対策）の徹底</p> <p>□飲食中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□三重県の飲食店等への要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>	<p>○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止対策の策定</p> <p>○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施</p> <p>○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知</p>
⑥出演者等の感染防止対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・健康アプリの活用等。</p> <p>○出演者やスタッフ等と観客の接触防止対策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ</p>

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握</p> <p>* 接触確認アプリ（COCOA）や三重県「安心みえるLINE」 (<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm</a>)を活用。</p> <p>*原則、参加者全員に対してアプリダウンロード又は、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止</p> <p>*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>	<p>○チケット購入時の参加者の連絡先把握</p> <p>○COCOA や「安心みえるLINE」による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロード、COCOA 及び「安心みえるLINE」の二次元コードの入口への掲示や来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</p> <p>○イベント前後の感染防止対策に関する具体的な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時差入退場の実施。</li> <li>・警備員による公共交通機関への誘導等。</li> </ul> <p>○検温・検査実施のための体制・実施計画</p> <p>○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備</p>

※上記に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」等に記載の三重県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守してください。

※「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、「具体的な対策例」を参考に、個々のイベントにおける感染防止対策が適切に実施できているかをチェックした「感染防止対策チェックリスト」をホームページ等で公表してください。

※「感染防止安全計画」を作成し県へ提出・確認を受けることで、収容定員までの規模でイベントを開催することができます。（三重県に緊急事態宣言が適用されていないとき。大声なしのイベントに限る。）

※三重県に緊急事態宣言が適用されたときは、「感染防止安全計画」を県へ提出・確認を受けた場合の人数上限は 10,000 人までとなります。ただし、「感染防止安全計画」に加えて「対象者全員検査」を行うことにより、収容定員までの規模でイベントを開催することができます（大声なしのイベントに限る。）。なお、感染状況を鑑み、「対象者全員検査」による人数上限の緩和を行わないことがあります。